

鳥取縣公報

昭和十五年一月二十六日
第千九十九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5列

告示

鳥取縣告示第三十三號

勞働統計毎月實地調査令第十二條ニ依リ本縣ニ設置セラレタル勞働毎月調査員左ノ通任免アリタリ

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解任並任命年月日	解任調査員氏名	任命調査員氏名
昭和十五年一月二十日	中 尾 利 美	有 田 親 光

鳥取縣告示第三十四號

昭和十五年四月入學セシムベキ朝鮮總督府、各師範學校演習科及講習科生徒ヲ募集セラル應募希望

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十五年一月廿六日 (昭和四年四月十五日) 第一種郵便物認可

者ハ必要書類ヲ整ヘ一月三十一日迄ニ出身學校長ニ提出シ其ノ推薦ヲ請フベシ
尙募集要項ニ就テハ縣下男子中等學校或ハ縣學務課宛照會セラレタシ

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第三十五號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通糶摺加工賃ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥 取 縣 糶 摺 組 合

(ロ) 地 區 鳥 取 縣 一 圓

二 構成員タル資格

三 鳥取縣内ニ於テ石油若ハ瓦斯發動機電動機ノ水車ヲ利用シ加工賃ヲ得テ糶摺ヲハ者
統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
(イ) 額

種 別	品 種	糶 摺 機		單 位	加 工 賃
		移 動 機	固 定 機		
水 稻 糶	水 稻 糶	移 動 機	固 定 機	同	〇、二二〇
		同	同	同	〇、二一〇
陸 稻 糶	陸 稻 糶	移 動 機	固 定 機	同	〇、二三〇
		同	同	同	〇、二六〇
		移 動 機	固 定 機	同	〇、二八〇

但シ左記町村區域内ニ限リ移動シテ糶摺ヲ爲ス場合糶摺機ノ運搬上特別ニ費用ヲ要シタルト
キハ玄米四斗ニ付金貳錢以内ヲ右ノ額ニ加算スルコトヲ得

岩 美 郡 大 茅 村、小 田 村、蒲 生 村
八 頭 郡 上 私 都 村、若 櫻 町、池 田 村、大 伊 村
西 郷 村、散 岐 村、佐 治 村、社 村

鳥取縣公報 第九十九號 昭和十五年一月廿六日 (第三種郵便物認可)

四

氣高郡	智頭町	山郷村	小鷺河村	勝部村
東伯郡	神戶村	明治村	矢送村	南谷村
西伯郡	山守村	北谷村	高城村	榮村
日野郡	古布庄村	上郷村	榮村	榮村
	大山村	東長田村		
	八郷村	日光村	米澤村	二部村
	江尾村	神奈川村	根雨町	日野村
	黒坂町	日野上村	大宮村	阿毘縁村
	山上村	多里村	福榮村	石見村

(一) 實施ノ日

昭和十五年一月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

- 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 二 認可ヲ爲シタル額及實施ノ日ヲ構成員ノ固定機ニ在リテハ營業所ニ移動機ニ在リテハ概摺機ノ見易キ部分ニ掲テスベシ

鳥取縣告示第三十六號

昭和七年四月鳥取縣告示百四十五號道路愛護治水施設保全獎勵規程第十條ヲ左ノ通改正ス
昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第十條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ六等ニ分テ左ノ通褒賞ヲ授與ス

- 一 等 褒 狀 並 賞 金
 - 二 等 同 同
 - 三 等 同 同
 - 四 等 同 同
 - 五 等 褒 狀
 - 六 等 同 同
- 但シ一等ヨリ四等迄ノ表彰數並賞金ハ其ノ都度知事之ヲ決定ス
五等、六等該當ノ團體ニ對シテハ金一封ヲ授與スルコトヲ得

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第三十七號

氣高郡神戶村中砂見第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣告示第三十八號

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣公報 第九十九號 昭和十五年一月廿六日 (第三種郵便物認可) 五

昭和十五年一月二十六日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ
昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

番免許證號 住 所 氏名

一、二四五 東伯郡下北條村二十九番地 岩間千賀藏

◆鳥取縣告示第三十九號

昭和十五年一月二十六日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

番免許證號 住 所 氏名

一、二四六 岩美郡小田村十五番屋敷 飯野保雄

◆鳥取縣告示第四十號

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名 事務所ノ所在地 解散年月日

大屋 八頭郡智頭町六十七番地 昭和十四年十二月十九日

◆鳥取縣告示第四十一號

牛馬商免許試驗左ノ通施行ス試驗ヲ受ケントスル者ハ二月二十四日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ提出スベシ

但シ既ニ願書ヲ提出セルモノハ其ノ願書ヲ充用ス

昭和十五年一月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 試驗期日 昭和十五年二月二十七日

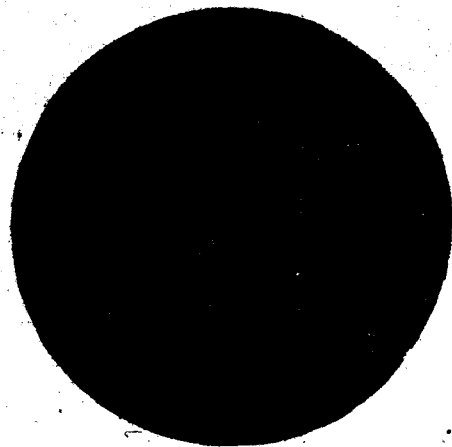
二 試驗ノ場所 鳥取縣會議事堂

三 試驗科目

學科 自午前十一時三十分

試問
自午後四時
至午後四時
四 受験者ハ試験ニ用フル筆墨(萬年筆ニテモ可)ヲ携帶スベシ

事變特報



業報 第三十八號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

次 目

- 一 市町村會議に於ける知事訓示要旨…………… 一頁
- 一 小作料統制令に就て…………… (規 畫 課) 一八頁
- 一 電力節約實施計畫…………… (保 安 課) 二頁
- 一 本年度彌産額…………… (統 計 課) 二三頁
- 一 二月の興亞奉公日…………… (時 局 課) 二六頁
- 一 農村の社會事業…………… (社 會 課) 二六頁
- 一 東亞新秩序建設と青年の文化的使命…………… (社 會 教 育 課) 三〇頁
- 一 中支那方面を視察の軍事保護院職員の所見…………… (社 會 課) 三四頁

力 の 亞 興 蓄 貯 の 毎 戸

▽市町村長會議に於ける知事の訓示要旨

本年は皇紀二千六百年に當り、我が國史に顧みて光輝ある萬邦無比の國體の精華と、肇國創業の大精神とを廣く中外に顯揚し愈々國民精神の振作更張を圖り、眞に一億一體となり八紘一字の大理想の具現に努め、以て 聖恩に應へ奉らんことを期せねばならぬのである。

今や支那事變は第四年を迎へ、更生支那を建設すべき中央政權が誕生せんとして居り、建國大理想たる東亞新秩序建設を具現すべき重要な段階に到達してゐる。この最も意義深き年頭に際し、本縣に於ては去る一月二十三日縣會議事堂に市町村長會議を開催せるが、當日の副見知事訓示要旨は次の如くである。

光輝ある紀元二千六百年、意義深き興亞聖戰第四年の新春に當り、茲に各位と相會し、恭しく寶祚の無窮と聖壽の萬歳を祈り奉ると共に、竹の園生の彌榮を壽き奉り、我が國運の隆盛を慶祝し奉ることは、國民齊しく感激歡喜の極みであります。

惟ふに、皇紀二千六百年は、我が一億國民が上下相齊しく崇高清純の想念を以て景仰し、世界に比類なき誇負と無限の歡喜を以て待望した年であります。此の意義ある昭和聖代に生を享けたる吾々國民は飽くまで嚴肅に眞摯に曠古の盛典を慶祝致しますると共に、悠久二千六百年の光輝ある國史に顧みて萬邦無比なる我が國體の精華と、肇國創業の大精神とを廣く中外に顯揚し愈々國民精神の振作更張を圖り、眞に一億一體となり八紘一字の大理想の具現に努め以て聖恩に應へ奉らん事を期せねばならぬと存するのであります。

今や支那事變は早くも第四年を迎へ、更生新支那を建設すべき中央新政権が四億民衆の輿望を擔つて誕生せんとして居り、建國大理想たる東亞新秩序建設を具現すべき最も重要な段階に到達したのでありますが、この中央新政権の誕生を以て支那事變の終結近しと爲し得ざることは申すまでもありません。殊に新政権を撫育保生して以て名實相備はる新生支那の反共親日政權たらしむる爲に猶匪賊討伐等の治安工作はもとより、政治經濟文化の全分野に於て我が國力を傾倒して支援することを要するのであります。新政権の成立は所詮事變の終結ではなく、處理の一段階たる長期建設の端緒に過ぎないことを國民の心に銘しなければならぬのであります。

翻つて世界の情勢を見るに、歐洲戰爭の進展に伴ひ國際關係は益々複雑を加へ、各國狀勢の東亞に及ぼす影響も愈々重大性を加へつゝあり、我國としては確乎不動の方針たる事變處理の完遂に一路邁進致さねばならぬのであります。而して事變處理の完遂には軍備の充實、生産力の擴充、輸出の振興、物資需給調整等我が綜合國力の飛躍的増強を圖るべきであることは既に各位の牢記せらるゝところと信するのであります。更に事變の長期持久に伴ひ國民精神を一段と緊張せしめ、就中戰時體制の確立の爲愈々質實剛健にして堅忍不拔の精神を振作致さねばならぬのであります。而して國民の日常生活に於ても、我が綜合國力の増強の爲一段と統制の強化を見るものと覺悟致さねばならぬと存じます。各種の統制は歐洲戰爭の目の當り見る實情が然るが如く、國家總力戰に於て最終的勝利を獲得する爲に絶対不可缺のものであります。現に參戰諸國の統制の程度は極めて深刻且つ強度のものであります。我が國民は事變勃發以來深き時局認識の下に舉國一體となり、國策遂行に力を合せ銃後の固めに微動だも示さず事變處理に邁進して參つたのであります。思ふに東亞新秩序建設の大事業は其の期する所が高遠であり、固より至難の業であります。併し吾々國民は之を完遂する爲に不退轉の決意を以て起し、不動の國策に擬ひ、御稜威の下に皇軍將士の忠勇と、内に一

國民の一致協力があれば如何なる障礙も必ずや突破し得ること、確信するのであります。

本年は神武天皇が我が國礎を定め給ひてより將に二千六百年に當る意義深き年頭に於て、各位も亦市町村治の指導方針を定め明年度豫算の編成を爲さんとするときに當り、些か所懐の一端を述べらる機會を得たることは私の欣幸とするところであります。

事變下國策の核心は申す迄もなく生産力の擴充、物資の需給調整、輸出の振興、物價の統制、銃後後援の徹底等でありまして、本縣としましても既に各位の協力を得て此の諸方策を漸次遂行して來たのであります。

戰時に於ける物價問題は平時に於ける物價問題と異り、戰時經濟運營の樞軸として一定の物價水準を確保すべき絶對的必要を有し、萬一其の確保を全うし得ざるが如きことあらんか、戰時經濟の運營を全面的に不可能ならしむるものであります。斯る重要性に鑑みまして政府に於ては一昨年公定價格制度を設け、重要品目から順次價格を公定し物價騰貴を抑制して來たのであります。歐洲戰爭勃發と共に國民の一部に思惑等をなすものがあり、物價昂騰の情勢が一層顯著となつて來たのであります。之が爲政府は應急的措置として強力なる一般的引上停止方策として價格等統制令を公布し、昨年九月十八日現在に於ける額を基準として價格、運送賃、保管料、賃貸料、加工賃、賃金及び給料等價格構成要素の全般に互り引上停止を斷行したのであります。此の引上停止は價格等の奔騰を防止する暫定的措置でありまして、其の後逐次適正價格の設定を見つゝあるのであります。併しながら廣範多岐に亙る各種物資に對する物價の設定は到底一朝一夕に之を決定することは困難であります。其の間稍もすれば私利私慾に走つて思惑をなし、國家經濟の圓滿なる遂行を亂すが如き行爲をなすものゝありますことは戰時下誠に遺憾とする所であります。各位は此の際地方民に對し低物價政策の重要性を強調し、國民各階層の協力を喚起し以て戰時經濟を支障なく運營せしむる

價格段の協力を切望して已まない次第であります。

而して物價は戰時經濟の凡ゆる部面と密接なる關係を有し、物價の統制は根本的に財政經濟の全般即ち生産、配給、消費及勞力運輸の適合等に互り綜合的對策を必要とするものであります。従つて物資の需給調整は物價の統制と密接不可分の關係にありまして、物價統制の徹底を期する爲には物資需給の圓滑を圖らねばならない事は申す迄もありません。物資の需給調整上第一に行ふべきは物資供給の確保であります。現に食糧農産物の増産に付ては一段の重要性を加へ、昨年に於ては米麥其他食糧農産物、酒精原料甘藷、纖維作物等の増産計畫を樹立し、各方面の協力を得て之が實現に邁進致したのであります。併し乍ら應急措置に依り其後相當の軽減を見たるは、偏に各位の協力に依るものと感謝して居る次第であります。縣に於ては早害善後對策として前回指示したる豫算の外に更に早害地に於ける種籾の購入、甘藷種芋の購入に對し助成をなすことに致しましたので、施設の實行に當つては更に一段の協力を煩す次第であります。

本年の米麥其他農産物、繭、家畜、家禽等の増産確保に付ては政府の割當指示を待つて増産目標を具體的に提示致す豫定であります。何れも昨年以上の増産を目標とすべきことは言ふ迄もないことと存じます。特に米穀に於きましては昨年に於ける早害の爲の減産及び現在に於ける米穀需給推算よりして節米の要を強調し、舊臘より米穀搗精等制限令を公布實施し混食を奨励して居る次第であります。自家用のものに付ても之が勵行を一層徹底する様盡力あらんことを希望致します。斯の如く一面米穀の消費を節すると共に本年の米穀増産は萬難を排して完遂すべく目下計畫中でありますから、各位に置かれましては一層需給情勢を認識の上、獨り本縣のみならず國家食糧政策の上にて些かの不安なからしむる機、力を望む次第であります。

他方増産計畫に伴ふ必要資材たる肥料、藥劑、飼料、石油、農用器具機械等は何れも次第に窮乏の度を増し統制強化を見つゝあるのでありまして、此の間に處して増産計畫を遂行することは極めて困難であると存じますが、斯の如き困難を克服して計畫の遂行を期せねばならぬのは現下の國家的要求であります。各位は現下に於ける我國諸般の情勢を考慮せられ、之等資材の配給調整に對しては適確なる所要數量の調査、偏在の防止、圓滑なる配給に一層の協力を致されると共に、増産計畫の遂行に充分の盡力あらんことを希望致します。

本縣に於ける木炭の生産に付ては、既に關係者及び團體を督勵して増産計畫を樹立せしめ、銳意之が實現に努力すると共に縣下各種學校生徒、青年團員等の勤勞製炭事業を勸奨し相當數量の供出を豫想せらるゝ狀況であります。又一方配給區域を限定して木炭の取引關係を統制致す爲に、近く木炭配給統制規則施行細則を制定公布して、適正なる需給調整を圖り、國民生活の不安を一掃すると共に斯業の擴充を期して居る次第であります。

其の他重要物資の供給確保に對しては、日滿支三國を通する大規模なる生産力擴充四年計畫を樹立し、之が實現に邁進しつゝありますが、現下の情勢に於ては供給増大を圖ることは自ら限度があり、物資需給の調整は、需要の調整に主眼點を置かざるを得ない實狀であります。

支那事變勃發以來軍需物資の確保と輸出の振興輸入の抑制等各方面から物資の需要調整の爲制限が加へられた結果民需物資の供給が減少し、殊に歐洲戰爭勃發に因る國際情勢は一層各種物資の輸入難を招き、加之日米通商條約に關する外交折衝も今後豫斷を許さないものがありまして、物資の供給は今後窮乏さを増すものと覺悟致さねばならぬと存じます。其の爲從來に比し統制物資の範圍が擴大せられ、而も配給の用途も漸次縮少せられて居りますから、各位は一層不急不要なる方面への物資の轉流を防止し、消費を節約し、代用品の使用を奨励すると共に一段と廢品の回收に努め

しむる等、物資愛護の精神徹底に格別の協力を切望する次第であります。

物資の需要調整上極めて重要な方面は、地方團體の消費であります。地方團體の消費も物資需給の状況に照應し極力緊縮の實を擧ぐる必要があるのであります。

事變下に於ける市町村財政の運営に關しては、豫て指示又は通牒せるところに基き遺憾なきを期せられつゝあること、信するのであります。時局の推移に鑑みるに、地方團體も亦國の施策に協力するの要愈々切なるものがありまして、昭和十五年度市町村豫算の編成に當りては總ての經費に付き一層嚴正なる較量を加へ、以て豫算を資金、物資並に勞力の需給調整に即應せしむると共に、事變下の要求に鑑み其の重點を生産力擴充及び銃後の諸對策に置き、以て豫算をして、時局に適應せしむるに遺憾なきを期せられたのであります。

昨年の早害に對する施設と致しましては、種々方途を講じ萬全を期したいと存じて居ります。現在迄縣の講じたる點を申しますと第一回應急對策として其當時實行致しました苗の假植とか代用作物の種子購入とか、最も應急的のものに對する分として十二萬六千九百七十九圓を以て助成致したのであります。其後の對策としては成るべく國庫の助成が確定するのを待つて豫算を計上致したいと存じて居りましたが、容易に決定を見るに至らず而も永く之を放任することも出来ない事情に在りましたので、取敢へず速急に施行し得るものゝみ第二回應急對策として六十五萬六千六百四十圓を計上し、着々其の進行を圖つてゐたのであります。

然るに邊般之等應急施設に對する事業の國庫補助が確定致しましたので、本年早々之を全部計上致しました。第三回對策として計上しました額が七十一萬六千五百八圓で、通じまして昭和十四年度の對策施設費として百五十萬百二十七圓となり昭和十五年度施設費として三十三萬六千九百四十一圓、合計百八十三萬七千六十八圓となりまして、之で應急對策としての事業は今の處全部計上し

た次第であります。

恒久的對策としましては相當多額の國庫助成を切望して居り、之が助成に關しましては邊般來、早害地府縣と協力致しまして政府に要望して居りますが、未だ何分共決定致しませんので後日決定次第適當の措置を講じたいと存じて居ります。

應急對策としての施設に付きましての詳細は別途指示することとなりませんが、地方農村困苦の實情に鑑み適切なる施設を講ずる様格段の御配慮と協力を切望する次第であります。

纒々申述べましたる事變下各般の施策は、その何たるを問はずこれ等が支障なく遂行せられ以て我が綜合國力をして完璧ならしむるには、國民の理解と之に基く實踐を必要と致します。國民精神總動員運動も、本年は特に戰時意識の徹底、戰時態勢の強化、戰時生活の推進の三大指標を掲げ、強力に展開し、國民の理解と實踐を求め、以て事變の完遂を圖り、諸々の施策の貫徹を促進せんとして居るのであります。而して國民の理解と實踐を期待するには、官民協戮倦まざる努力を傾注せざるべからざるは勿論なるも、町内常會、部落常會及びその下部組織である隣保班、隣組、五人組等の自然發生的な隣保相互教化組織の強化と普及を圖らねばならぬと信じます。各位はこの種組織の育成と、その強化普及に格段の盡力を致されむことを望む次第であります。

以上は現下の情勢に鑑み、地方行政上當面の要務に付き所信の一端を申述べたのであります。其の他の事項に付ては別に指示し協議致したいと存じます。各位に於かれましては、深く思ひを此の國家的目的に致され、地方行政の振張、地方更生の實を擧ぐるに至幅の力を致されむことを切望して己まない次第であります。



小作料 統制令 に就て

昭和十四年十月十八日公布された價格等統制令に依つて、小作料は一應値上げを禁止されたのであるが、小作料は一般物價、運賃、賃金、貸貸料等と異り農業生産に重大な關係がある上に社會的にも亦複雑な關係にあるので價格等統制令とは別に國家總動員法第十九條に基き、小作料統制令が勅令第八百二十三號を以て昭和十四年十二月五日公布せられ、同年十二月十一日から之が實施を行はれてゐるのである。

本令の制定された趣旨は小作料の値上げを禁止することに依つて、農産物生産費騰貴を抑制し以て農産物の生産を確保し、尙進んでは不合理なる小作料は之を公正化し以て統後に於ける農村の生活安定を期せんとするものである次に本令の内容に就て其の概要を記すと、する。

一 統制を受ける範圍

單に小作料と云つても田や畑の小作料のみならず、之等の耕地に採草地とか農作物の干場の如き或は農舎とか溜池等の建物、工作物等が附隨して賃貸される場合もあるので本令に於ては之等の土地や敷地を總て農地と看做し其の賃貸料は一括して本令の統制を受けることになつてゐるのである。

本令は小作料の額又は率ばかりでなく金納とか現物納とか或は代金納例へば小作料支米一石と定つて居るが實際支拂ふとき其の代金で納める——の様な小作料の種別及減免條件に就ても統制を受けることとなつてゐるのである。

次に小作米の補償米(又は金)——獎勵米(金)と云ふ地方もある——、修繕費、小作料の支拂條件用耕水費の負擔、土地改良費の負擔、公租公課の負擔、敷金、借主が貸主に提供する勞務とか、借主が貸主に給付する權利金其の他の財産上の利益に關する、件又は永

小作の種々の條件——之等の慣行は地方に依り無い所もある——に就ても本令の統制を受けるのである。

では之等のものが如何に統制されるかと云ふに次の通りである。

二 引上停止

以上述べた小作料の種別とか、額又は率とか、減免條件とか或は其の他各種の條件は總て昭和十四年九月十八日現在で停止し之を超えて借主の負擔の増加となる様な變更(即ち引上)は一切許されないこととなつてゐるのである。之は貸主や借主が變つても、亦契約期限が満了してもそれらには係はらず引上げは許されないのである。又假令貸主や借主が同意して之等の引上げを約束してもそれは無効であつて、國家總動員法の定むる所に依つて貸主は處罰されるのである。

然らば昭和十四年九月十八日には小作料等の定めが無く、其の以後になつて初めて小作の約束をするものに就ては如何と云ふに、そ

れ等は最初に決つた小作料其の他の小作條件で停止されて、それ以上の引上げは許されないことになる。

斯くの如く今後借主の負擔の増加となる様な引上げは停止されることになるが、特別の場合——例へば當時借主が貸主の縁故者であつた爲に小作料が非常に低額であつたとか、貸主の負擔で土地改良等をして著しく土地の利用を激増せしむるに至つた場合とか——には知事の許可を得て其の引上げが出来ることになつてゐるが、併し斯る場合は極く稀であらう。

三 適正小作料の設定

本令は右の如く小作料等の停止のみならず尙進んで、昭和十四年九月十八日現在を以て各農家の小作料の額等を停止したことに依り生ずる所の不均衡や、不合理なる小作料の額等々を是正し適正小作料の設定の途を拓いたのである。

即ち市町村農地委員會でこの必要ありと

認められたときは調査審議の上、適正小作料を決定し知事の認可を経て之を一般に公表するのである。勿論農地委員会は村内なり部落内の小作料の現状、一般の輿論、社會情勢等を考慮して、當事者の納得の行く様なものを決定するのであるから、之に對し不服若くは不同意の者のある筈はないのであるが、事苟くも個人の權利義務に重大な影響のあることであるから、農地委員會が公示したときに貸主及借主が之に依るべき旨の同意をなしたときに、爾後其の公示された小作料の額等にて決定され、之を超えて引上げをなすことは出來ないことは勿論である。

又借主や貸主は農地委員會に對して右の様な適正小作料等の決定の處理方を申込むことも出来るのである。

四 知事の引下命令

小作料等の引上停止に依り生ずる不均衡の是正は此の外に尙知事の命令によつて成されることもある。勿論かゝる命令を爲す迄には

知事は市町村農地委員會の意見を聴くとか或は同委員會に減額等の斡旋をさせるとかの措置を講ずる場合もあるのである。

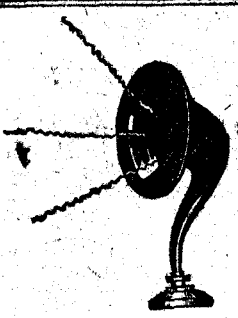
知事の引下命令を受けた者は、命せられた額迄又は命せられた程度に引下げなければならぬのであるが、之に従つて減額等を爲した場合には、之を以て昭和十四年九月十八日現在に停止されたものと看做されるのである

五 裁判、和解、調停等に依る引下

小作調停とか裁判に依つて定つてある小作料等に就ては知事の引下命令は爲されないものであるが、従前より裁判所は小作料等の合理化に就て凡ゆる努力を拂つて居り又農地調整法の施行に依り小作調停制度を一層擴充強化して小作料等の公正化に寄與してゐるのであるそこで裁判所で關係した事件に依つて決つた小作料等は之を以て昭和十四年九月十八日現在のものとして看做され之を超えて小作人の負擔の増加となる様な變更は假令其の當事者が變つても許されない事は無論であるのである

六 結び

以上述べたのが大体小作料統制令の内容であつて、要するに本令の目的とする所は小作料等の合理化を實現し以て我が農村の經濟力を充實せしめ國力の増強を意圖したるものであるから、耕作者も農地の所有者もよく時局を認識し、互讓相助の精神を發揮して、克く此の事變下の農村の重大使命達成に邁進せられんことを望む次第である。



電力節約 實施計畫

我が國に於ける現下の電力供給不足については曩に「電力調整令」の項に於て述べた處であるが、冬期に於ける水力の減少と石炭採掘の不

足による發電力の減退は益々電力不足を促進し、いよ／＼その節約の必要を増大しつゝあるのである。吾々はよくこの點を諒解して常時日常生活上の使用電力を極力抑制し、軍需其の他の重要工業への電力供給に協力してこの聖戰目的の完遂に努めなければならないのである。左に一般に實行すべき電力節約の方策について記してその勵行を期待する次第である。

(一) 一般家庭に於ける實踐事項


- 1 常時使用する部屋の電燈は笠を深目のお椀型のものにし、光を必要な個所に集中し、必要以上大きな電球の使用を避けること。
- 2 常時使用しない部屋、例へば應接間、客間、玄關、軒等の電燈は成るべく電球を小さなものにし、不用の時は必ず消燈すること。
- 3 電球は信用ある良質のものを選ぶ、電氣の消費量を努めて少くすること。
- 4 門燈は必要以上の明るさを避け、成るべく

- 9 庭園用電燈電力は全部休止すること
- 8 ラヂオは聴取時間以外必ずスイッチを切る事
- 7 暖房用電熱器に付ては、醫療以外のものであつて新設又は増設するものに對しては電力の供給を禁せられてゐるが、前から使用中のものでも電氣ストーブの使用は休止し、己むを得ざる場合は電氣座布團、足温器、電氣炬燵等の身體を直接温める種類のもの、使用に止むること。
- 6 炊事用電熱器も新設又は増設するものに對しては電力の供給を禁せられてゐるから、その趣旨に従つて使用を出来るだけ制限し、是非使用しなければならぬ時は出来るだけ餘熱を充分に利用して電氣の消費を節約するに努むること。
- 5 電氣風呂や庭園用電動揚水ポンプ(公園に施設するものを除く)の使用は禁止せられてゐる。

- (二) 工場、作業場等に於ける實踐事項
 - 1 戦時下に於ける不急産業用電力の新設擴張は之を見合せ、既設のもの出来るだけ電氣の使用を制限すること。
 - 2 各工場、作業場等に於ける休日は第一、第三日曜の如く一齊休業とせず、一ヶ月を通じ適當に割當休業するやう變更し、一ヶ月間の電力の負荷状態を平均化するやう努めること。
 - 3 各工場、作業場等の始業、休憩、終業時間を同時刻とならざるやう適當に調節し一日間の電氣の負荷状態を平均化するやう努めること。
 - 4 各工場、作業場等の休憩時間を、電力消費の最も多い時刻(午後五時—同九時)に出来る限り變更すること。
 - 5 工場設備中、大電力消費装置(電氣爐、壓延機其の他)の運轉に付ては成るべく電力消費の最も多い時刻(尖頭負荷時)例へば點燈時刻後數時間は、を休止す

- (三) 商店、營業所等に於ける實踐事項
 - 1 店舗に於ける電燈は無用の競争に基く必要以上の明るさを避けて燈數の減少又は燭力の低下に依り電氣の節約を圖ること
 - 2 ネオン燈(公共標識用を除く)、(廣告燈看板燈を除く)電飾(屋内照明のものを除く)は禁止せられてゐる。
 - 3 ビルディング等に於けるエレベーター(傷病者運搬用及貨物運搬用のもの並に行程十米以上のものを除く) エスカレーター(貨物運搬のものを除く)等の使用は禁止せられてゐる。
 - 4 事務所、ビルディング等に於ける廊下等の電燈は特に減燈滅燭を勵行すること。
 - 5 遊戯場に於ける木馬、豆自動車等の電力使用を出来るだけ制限又は休止すること
 - 6 屋外用投光器も交通用及作業用以外のもは禁せられてゐる。

我が國の主要産物たる繭は外貨獲得上の重要な輸出品の生糸原料として、又軍需品及び國



本年産額

- 1 庭園燈は公園に施設するもの、外禁止せられた。街路燈は多燈式のものには禁せられてゐるが單光式のものにしては燭力を制限し、漸次能率的な下向燈に變更するやう配電事業者及市町村團體に懇願すること。
- 2 其の他質生活に必要な以上の贅澤な電氣の使用は之を差控へるやう自肅運動を起すこと。

内需要品として長期戦上是非その増産を必要とするのであるが、本年の我が國繭總産額は農林省發表によると次の通りの成績を得てゐる。本年は近畿以西は稀有の大旱害に拘らず他の一般養蠶地帯は氣候適順であり、且つ政府の増産奨励施設の徹底に加へて糸價昂騰の爲養蠶農家の意氣込みが盛んであつて、蠶兒飼育上の注意も一般に行き届いた爲、この好成绩を示したものであると思はれる。

全國産繭額

繭産額	本年		前年比較
	繭産額	繭産額	
繭産額	一、六五五、八八二戸	二、〇〇、七	増
價	八八二、六八八千圓	一、五五、一	同
内春産額	四四、七五〇千貫	九、五	同
夏産額	四六、〇四九千貫	三三、九	同
譯秋蠶價額	四七五、一一六千圓	一八一、九	同

しかし本縣としては、農産物増産奨励によつて増収を見込んでゐたのであるが、夏期に於け

る未曾有の旱害による桑樹の被害が甚大であつて桑葉の不足を來し、且つ時局に基く勞力不足により掃立量を手控へ、或は全然飼育を見合せたものもあつて養蠶戸數及掃立數量は前年に比べて一分二厘の減少を示すに至つた。

従つて收繭高は、春蠶に於ては掃立以來氣候が概ね適順であつた爲病蠶の發生等が僅少であつて良好な生育を遂げたことや、掃立數量の増加によつて前年に較べて一割八分七厘の増加を示したのであつたが、夏秋蠶に於ては飼育中の氣候が早天持續の爲桑質に悪影響を及ぼし、病蠶の發生を見たものがあつたのと、掃立の減少とによつて前年より三割二分四厘の激減を示し結局收繭高は前年に比べて四分一厘の減少を來すに至つた。

本縣産繭額

繭産額	本年		前年比較
	繭産額	繭産額	
繭産額	二七、二八戸	一、二	減
掃立數量	一、七二六、九八六尾	一六、九	同
内春蠶	一、〇二二、二〇〇	九、九	増
夏秋蠶	六九四、七八六	三、八、九	減

繭産額	本年		前年比較
	繭産額	繭産額	
繭産額	一、二三二、二三九貫	四、一	同
價	一一、二二一、七六七圓	九一、二	増
内春産額	八四四、六七二貫	一八、七	同
夏産額	七、九一八、一四二圓	四〇、七	同
譯秋蠶價額	四、三一三、六二五圓	三八、七	増

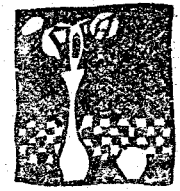
又、本年の繭産額を昭和九年より同十三年に

至る五ヶ年平均産額に比べると産繭額に於ては一割七分六厘の減少であるが、價格に於ては八割九分八厘の増加となつてゐる。

今年産額を縣内各郡市別に記すと次表の如くである。

各郡市別繭産額

郡市	養蠶戸數	繭産額		高		増減 (△印減)	
		數量	總數	白繭	黃繭	前年掃立數量ニ比シ	前年收繭高ニ比シ
總數	二七、二八	一、七二六、九八六	一、二三二、二三九	一、二〇二、〇三四	三〇、二〇五	△	△
鳥取市	三、五四	三、八七〇	一四、五八一	一四、五八一	—	△	△
米子市	七、二四	六、九七六	四二、五三〇	四一、五三〇	—	△	△
岩美郡	一、五九四	五、四六九	四〇、二七五	四〇、二七五	—	△	△
八頭郡	四、三五二	三、二〇七	一九二、〇四七	一九二、〇四〇	—	△	△
氣高郡	三、二七八	一、七四二	一〇六、四八三	一〇六、四八三	—	△	△
東伯郡	九、二九二	六、五三九	四、五八、七九四	四、五三、〇四九	—	△	△
西伯郡	六、四三六	五、一七三	三、五〇、三六四	三、三六、八二二	—	△	△
日野郡	一、一〇八	三、五、六二〇	二八、三〇五	二八、三〇五	—	△	△



二月の
興亞
奉公日

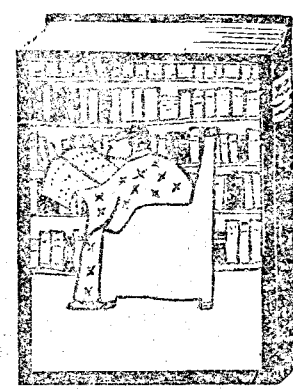
来る二月十一日の紀元節は、紀元二千六百年祝典の一つである處の祭典日に相當するので、本年第二回の興亞奉公日たる二月一日は特に紀元二千六百年の祝典の意義を強調し、一層日本精神の昂揚を圖つて東亞新秩序建設に邁進する國民の新たな覺悟を促す日たらしめることとなつた。

依つて縣では各市町村、學校、縣、官衙、會社、工場長及び縣教化団体聯合會長に對し、この興亞奉公日を發足として、二月中國民精神總動員運動として既定の興亞奉公日實踐諸事項を一層勵行するは勿論、肇國精神の發揚に特に主力を注ぐべく格別の配意をするやう通牒を發した。

尙、從來紀元節を中心として實施せられてゐ

た日本精神發揚週間は今年には行はないことになつてゐる。

.....(.....).....



農村の社會事業

農村の文化で一番遅れてゐるのは社會事業でありませう。この社會事業が遅れてゐると云ふことが、一般に農村そのものが時代遅れをしてゐると云ふ觀を與へるものと思はれます。實に農村に於ける社會事業こそは將來を進展せしめる重要な役割を持つものと云はなければならぬのであります。されば農村に關心を持つ者は何れもこの農村の社會事業を進むよう心懸

け、努力して居るのではありますなかく、容易に進まない現状にあるのであります。

託兒所

今日、農村社會事業として最も普及して居ると思はれるものは託兒所でありませう。寺院が中心となつてゐるもの、學校が中心となつて居るもの、婦人會等の團體が中心となつてゐるもの、又は農村内の篤志家が中心となつてゐるもの等いろいろありますが、とにかく手足まどひとなる子供が世話されることに依つて農村婦人の能率が高められ、従つて農村の仕事全体が進捗することになるといふことは誰もが考へることでありませう。それだけこの仕事は比較的歡迎され、成績も上つてゐるのであります。

特に非常時局に際しまして男子の勞力が不足してゐる今日に於て、婦人の農場への一段の進出を必要とされてゐますので、託兒所の功德は一層認識せられる譯でありますから、未だ設置されてゐない農村に於ては速かにその設立をはかつて、その機能發揮するやうにしなければ

ならないと思ふのであります。

讀書機關

向學心の強い青少年の爲に圖書館や巡回文庫や新聞閱覽所等を設置することは、農村文化の施設としては是非勸奨しなければならぬ事でありませう。町村立でもよし、部落立でもよし、共同團體立、又篤志家の寄附等何等かの方法によつて、早く一ヶ所でもより多く設置されねばならないのであります。特に簡易な實際的な圖書館の設立は最も必要なことであります。

今の青少年は以前とは異つて知識に燃へて居り、世の中の事を知りたがつて居りますので、何所でも皆よい成績をあげて居るのであります。特に近來は、或は増産に或は自給に、或は消費節約にそれ／＼適確な手段を知らねばならぬやうになつてゐるので、若い人達の圖書館や文庫を活用することは隔世の感があるのであります。又近來團體は各々その團體の仕事を理解せしめ宣傳する爲に種々の機關雜誌を出して居るのであります。それを讀む者は多く青年であり

ます。彼等はそれは満足せぬ程に知識慾に燃えてゐることは指導者の看過すべからざる所であります。近來は講習會や講演會も毎々開會されるのでありますが、一層深い研究となれば讀書による以外に方法のない農村に於ては、圖書やそれに類する讀物の普及を希はざるを得ないのであります。

出征家族の勞力補給

戰爭に伴つて應召兵が多きを加へて居ります爲に、出征家族の勞力補給事業は見逃すことの出来ない處であります。所によつては遺家族の爲に俵を作つて贈るさか、田植や刈入の手傳、燃料の補給等種々實施せられて居るのであります。遺家族の喜びはもとよりの事、銃後の務めとしてそれは最も適切な事業であります。今や何所でもよく實行せられつゝある處であり之が皇軍將兵の志氣を鼓舞する爲に有力な働きをして居る事は言ふまでもないのであります。然し尙實際的に詳しく考へると、それは計畫的に統制的に且つ組織的にやつてゐる處ばかり

ではないのであります。そこに指導獎勵の餘地がある譯であります。今や農山漁村には全体的に勞力不足の現象が深刻を加へつゝありますので、充分これに對する善處に工夫をしなければ或は支離滅裂遂にはこれが衰退を見るの憂もなしとしないのであります。これについては當局の周到なる用意と、指導者の適切なる指導を必要とするのであります。

農村娛樂

農村に娛樂なしとは農村人が異口同音に唱へる處でありまして、それが農村に於ける不平不満の種であるを思ふとき、農村社會事業としてこれを取扱ふことの必要を認めなければならぬのであります。所によつては立派な郷土藝術と認められるものがあり、其處に歴史を物語る古奥的なものもあるのであります。求めれば娛樂がない譯ではないのであります。働くことに追はれ生活に囚はれて娛樂を顧みる暇がなく、又或る時期には極端にこれ等の娛樂を排斥した時もある

のでこれまであつた藝術も影を潜め、折角の藝能も押込められた感さへあつたのであります。故に求めれば娛樂はあり、立派なものも出て來るのであります。

若しそれ何等の傳統的な娛樂を持つてゐない所に於ては新しく作る方法もありませうし、自然による趣味を養ひ、自然と共に楽しむ用意も忘れてはならぬのであります。徒に都市の下卑な娛樂や低級な藝術を移入して喜ぶ態度はお互に戒むべきであります。

醫療機關

近來産業組合の發達につれて各地に組合立の病院を見るに至り、又町村立のそれを見ることは農村社會の進歩と云ふべきであります。農村民にして離村する者の中には醫藥の不便に堪へかねて住みなれた墳墓の地を去る者があることを思へば、醫療機關に恵れない地方の農村民の惨めさが思はれるのであります。

従つて農村社會事業として醫療の施設をしなければならぬことは當然であるが、如何せん

今日の醫師は専門的となつて農村でその生活が困難となり、病院を建てようとするれば多額の資本を要するの農村としてもその必要は痛感しながら必要を充たすことが出来なかつたのであります。されば今日團體の力が有力となり、其の力で病院が出來、専門醫が診察して呉れ、看護婦に世話をして貰へると云ふことになれば農村人へのこの上もない福音であり慶事であります。唯それが今日充分普及しないのが情ないことであり氣の毒なことでもあるのであります。それ故に團體の經營を進め、それを有力にすることは目下の急務でありまして、その監督と指導とを重要とするのであります。

共同浴場

目醒めた所では部落を本位として共同浴場を設置する傾向にあり、中にはその捨てる湯を利用して促成栽培に一牛面を開いた所もあります。入浴は一面日本人の趣味であり、娛樂でありその本來の目的たる保健の意義と共に共同浴場の建設は經濟上にも重要な社會事業なのであり

ますから、徒に舊慣に囚はれないで浴場を共同にする民風を鼓吹し、一ヶ所でもより多く其の施設を見るやうにすることは農村社會事業の進展であらうと思はれます。

思へば農村の社會事業は一にして足らないのでありますが、今日の農村に於て以上の如きは最も手近なものと云へるでありませう。なければならぬものがあるやうにすることも必要ではあります。既にあるものを普及せしめて功德に浴するものを多からしめることは比較的容易なことであります。兎に角農村人が一日も早く社會事業の必要を認識して、自治的にその普及と完備と設立とに努力を新たにすることが時節柄肝要であると思はれるのであります。



東亞新秩序建設と

青年の文化的使命

△
今次の日支事變がもつ世界的意義は、東亞新秩序建設といふ世界的大業への前哨であることは、所謂近衛聲明にも明示されたところであつて茲に反覆贅言を要しないが、事變處理といふことが、國內問題の積極的解決と共に、外にありては既に建設的段階に入つて着々進みつつある諸工作の全面的推進力の整備と促進に、一段の重要性のあることを忘れてはならない。而して最近の政治、經濟、社會、文化を繞る諸政策はいづれもこの廣汎な意義に於て、この東亞新秩序建設と相關性をもつものであるから、青年に充分これを研究して積極的の之に、調しなけ

ればならない。

その爲には先づ根本的に從來の島國日本と云ふ觀念を抛棄して、大陸日本といふ新しい概念を明確に腦裡に植え付ける必要がある。だがこゝに注意しなければならぬことは、大陸日本といふ言葉が制覇とか併呑とかいふ征服的な氣概に錯覺されてはならないことはいふまでもない



神武天皇の「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇とせむこと亦可からずや」と言はせた大御心、明治天皇が「萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かんと欲す」と仰せられた聖旨、これ皆建國以來國是と定めさせ給ふた大理想であつて、今次の事變を皇戰或ひは聖戰と呼ぶ所以もこれによるものである。即ち東亞新秩序建設の指導精神、わが大體政策の核心が當初から日本自衛、東亞安全を第一義とし、毫も帝國主義的侵略性を有するものでないことは當然である。
従つてこの東亞新秩序建設にあたる我が國民

としては、當然東亞的連帶意識による新しい民族主義、即ち個々の民族は夫々獨立的地位を保ちつつ、しかも東亞といふ全體圈に於ては政治的、經濟的、國防的に相關性を有するものとして、全體に對して緊密に聯繫してゐるといふ一協同體——そしてその全體に對して指導的立場に立つ日本民族の大使命を痛感しなければならぬのである。

△
即ち「日滿支一體」といふ言葉は單なる外交的な國際連合といふ様な生優しいものではなく、眞に一個の大協同體として東亞新秩序の下に綜合せらるゝものであつて、地域的連帶性、人種的連帶性、社會的連帶性の總和の上に、現實的な基礎づけを有する歴史的必然性の歸趨である。

△
今こゝに文化的連帶性を中心として考へて見ると、日滿支の共同性を論ずるのに屢々「同文同種」と云ふ言葉が使用されるが、所謂文化的連帶性と云ふ概念もこの中に含まれてゐると見

てよい。

日本古來の文化が大陸との交流によつて、思想及び文物の移入を見、當然その影響を受けたことは言ふまでもないが、しかもこれを直譯的模倣に終らしめずしてよく消化し、それ自體を榮養素として獨得の日本文化を形成したことは我が民族の特徴とする同化と創造の力であり、しかもよくこれを守り得て、遂に今日見る如き燦然たる光彩を發揮したのは實に萬邦無比の國體と、獨立獨歩の國家的躍進の賜物であつて、興亡變轉の亞細亞諸國の文化的遺産が、ひとり我が國のみ擁護され保存され、尙大成されてゐることは實に東亞の文化的寶庫として聳立し得る所以である。

支那文明の基礎たる儒教及び道教の精神と、その所産にかゝる藝術文化、印度文明を劃した佛教と藝術、いづれも發祥の地に於てはたゞ遺跡たるに止まつて、今日ではその精華の全貌を偲ぶに由なき有様であるに反し、ひとり我が國に於てのみ護持されて、美しい日本文化として

の結實を見てゐることは日本民族の誇りであるばかりでなく、また市亞諸民族の文化的指導者たる地位を與つける根據でなくて何であらう。われ／＼はこの儼然たる事實に、更に進んで西歐文明の技術的攝取と、その獨創的適應によつて建てられた日本文化の精髓を以て、東亞新秩序の建設に對して積極的な寄與と協力を容んではならない。

△ 滿洲建國の理想は民族の協和であり、その中核として日本民族の進出と定着は實に一億一心の不可分關係を現實に與つて鞏化し、同昌同榮の道義國家建設の礎石をなすものであつて、滿洲開拓事業が日滿兩國の共同國策として重大性を附與される抑々の所以である。

従つて滿洲開拓民の使命は、鋤を取つて萬里の沃土を開墾すると云ふ生産的、經濟的意義はもとより、それにも増して重大なることはその道義的課題の遂行である。即ち開墾の鋤を打ちこむ沃土の下に、ゆたけくも展け行はる皇道の

光被あるを忘れてはならない。今日の開拓事業は過剩人口の調節、農村窮乏の打開と云ふ如き限定された問題以上に、我が肇國理想を顯現する民族的使命の實踐躬行といふ道義性を度外視しては到底その眞義を把握し得ないのである。

新しい國、新しい沃土、その上に新しい民として定着し、滿洲建國の聖業を翼賛する日本民族の、しかも若々しい青年の手によつて創造される新文化こそ、舊態理念の反復と實踐形式の固定化に凝滞しがちな内地文化、さうして、西歐的呪咀をも打破して、報本反始、大陸日本の文化的温床として、強く正しき出發を期待するものである。

△ 獨り滿洲國に於ける場合に止らず、民族の協和といふことは實生活に於ける現實の接觸面を通じて、最も端的にしかも實效的に行はるゝものである。例へば開拓地に於ける事例でいへば、現實の

農務に於て所謂滿洲式耕作法を會得す。爲に、まづ一應その道の先輩である滿洲農夫の教導と協力を求める。日本農民と滿洲農夫が夫々の配列に於て馬を追ひ種子を蒔き、土を耕して文字通り協同作業の美しい情景を展開する。かうした日常の現實的な接觸面が擴大されるにつれて民族協和の理念が實意識にまで滲透してゆくことであらう。

しかしこの場合とても滿人農夫との協同作業が、單に一時の方便として利用されたに過ぎないのでは、開拓事業の道義性は既に閑却されたものと云ふべきである。日本民族の特性である攝取、同化、獨創の力は、やがて滿洲に於ける日本農民獨得の耕作法を案出して、舊式な滿洲的技法を凌駕するに相違ないので、獨りこの獨創的新手法を以て今度は逆に滿洲農夫を教導するのみならず、その指導啓蒙の手を思想情操の上に乗せ差し伸べて、立ち遅れた文化水準を日本民族のそれにまで高揚向上させ、眞の同化と協和を圖らねばならぬのである。

日本よりの開拓民や青少年義勇隊の重大なる任務はこゝにある。新しい満洲の地、進んでは東亞全般にわたつて眞の日本文化を普及させ、完全なる新しい東亞の秩序を建設する者は實にこれ等の開拓民、特に激進たる青少年の力に俟たねばならぬのである。日本開拓民の醇化され向上されたる思想情操こそ、文化的連帶性に立つ東亞新秩序の中心生命である。

しかもこの新動向の抑々の原因を、素地として植えつけるものは日本内地の青年自らの責任であることを思ふならば、文化の二字を以て漠然たる觀念的な命題とせず、身に染みて體得し肅然襟を正して反省し、思想、情操の兩道にかけて所謂文化的教養の再吟味と再建設に雄々しき出發をもたねばならぬのである。

積極的な、激進とした青年の力で、眞に東亞新秩序建設と云ふ七字を透徹した若い瞳で凝視して、飽くまで自發的に身を挺して國運に赴き文化的凝滞を打破して大陸に内地に、報本反始

的新文化の創造に邁進せんとする雄渾なる氣魄と勇猛心こそ、現下我が國青年に期待せられる國家的使命である。



中支那方面を視察の

軍事保護院職員の見

軍事保護院に於ては、その職員を昭和十四年に中支那方面に派遣して、眞に皇軍將兵の艱苦奮闘の實況を視察せしめられたのであるが、銃後に於ける慰問、援護等の方途につきその所見の一端を次の如く示してゐるので、之を記して參考に資することとする。

一 慰問の方途について

- 1 單なる娛樂的慰問よりは郷土に於ける實狀を詳記せる慰問狀を希望する向が多い。
- 2 慰問狀の内容については形式的讚美の字句を連ねたものは餘り之を喜ばれず却つて家族、近所の實狀を具する等卒直なるものを切望する向が多い。
- 3 前線將兵の多くは「物の慰問」よりは「心の慰問」を渴望し、従つて慰問品の如きも、例へば百貨店等よりの託送品或は一般商店街にて購入し得る物品の如きものよりも、寧ろ郷土の特殊産物又は發送者の手製品等を特に期待する傾あり。
- 4 前線將兵の娛樂に供する演藝慰問はその多くは卑猥に流れ、兵の精神指導上好ましからざる影響を齎しつつあり、銃後に於ける之が内容の統制を要してゐる向が多い。

5 慰問團の多くは殆んど所謂前線陣地に及ばず、後方部隊の慰問のみに止まる傾ありて遺憾なり。

- 6 現地陸海軍病院に對する慰問はその多くは戦傷者を對象とし、戦病者は等閑視せらるゝ傾ありて、後者に及ぼす精神的影響洵に甚大なるものありと思はれる。
- 7 現地慰問者は動もすれば國民の緊張振を傳へんとして銃後の物資缺乏の情況を誇大に流言し、そのため却つて前線將兵の士氣に尠なからざる影響を齎しつつあり、又前線將兵の勞苦を銃後に傳へて國民の緊張を促さんとし、却つて出征者の家族に對し不安を興へしむる等のことあり。
- 二 銃後援護の方途について
 - 1 前線將兵の多くは子弟の精神教育に過誤なからんことを念願すると共に、家族の健康如何に日夜思を馳せ居る狀況

にして、教育並に醫療に關する特別な配慮を要望する向が多い、但し之は物質的援護を希望ではないのである。出征の際形式的歡送よりは、却つて未知の通行人等より受くる目禮の如きが最もその肝に銘じ、戰場に於ける士氣に及ぼす影響極て良好なるものあるが如し。

三 言論機關について

銃後に發生せる早害水害その他の災害の報道等に關しては、内地新聞は孰れも大きく之を掲記するも、之等に對する援護、又は救濟の處理については殆んどその報道なきために、前線將兵の憂慮を深め、士氣に尠からざる影響を齎しつゝ、あれば、記事取扱の慎重にするやう現地軍の要望盛んなり。

一月二十四日發行週報並ニ寫眞週報ノ掲載内容
左記ノ通

一 宮中歌會始に就いて (宮内省)

昭和十五年一月廿六日印刷
昭和十五年一月廿六日發行

全國民に協力を求む (米内閣總理大臣)
鐵道省
新年初頭海軍航空部隊の活躍 (海軍省海軍軍務普及部)
大陸の衛生(下) (陸軍省醫務局)
西南三都の近狀 (外務省情報部)

寫眞週報第百號掲載内容

- 表紙 生れ出る和氣清磨像
- 米内内閣成立す
- 竣工近き東郷神社
- 霞ヶ浦の初飛行
- くろがれの御奉公 横須賀海兵團入團の日
- 創刊號から第百號までの寫眞週報
- 創刊號から第百號までの發行部數紙數
- 創刊號から第百號までの寫眞記事内容百分比
- 江南の梅 中國女子宣撫班
- ぶらじる丸のお誕生 兒童科學室
- 海外ニュース
- 讀物 ペーシ

- 時局の動き 新内閣の方針
- お爐と泰任隊の報告書
- 週問日誌
- 混食料理のおすすめとその獻立
- 新兵器のはなし
- 銃後點描
- 陣中文藝
- 海外小話
- 興亞生活の建設
- 漫画
- 映画照會「國際宣傳戰」
- 寫眞週報問答

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市大宇古海
鳥取縣鳥取市大宇古海
鳥取縣鳥取市大宇古海
鳥取縣鳥取市大宇古海